

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月14日

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
三次河川国道事務所長 兼重 和明

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 令和8年度尾道松江線中部第2保守工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

- (2) 工事場所 広島県三次市三良坂町地内から庄原市高野町地内

- (3) 工事内容

本工事は、高速自動車国道尾道松江線（広島県三次市三良坂町地内から庄原市高野町地内）における道路巡回及び道路維持工事を行うものである。

工事延長 L=39km

巡視・巡回工	1式
法面工	1式
舗装工	1式
排水構造物工	1式
縁石工	1式
防護柵工	1式
標識工	1式
道路附属施設工	1式
トンネル工	1式
道路附属物復旧工	1式
道路照明維持補修工	1式
道路清掃工	L= 250km
除草工	A=30,000m ²
応急処理工	1式
構造物撤去工	1式
仮設工	1式
除雪工	1式

- (4) 工 期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限日までの間で、受注者は工期の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、入札説明書別記様式43により、工期の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（ただし、令和8年10月1日（工事開始期限日）までを工期の始期とすること）

- (5) 工事実施形態

- 1) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

- 2) 本工事は入札書と技術資料等提出書の同時提出を求める工事である。
- 3) 本工事は、BIM/CIM適用工事（受注者希望型）である。
- 4) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
- 5) 予定価格が1億円以上の工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する工事である。
- 6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- 7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 8) 本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- 9) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
- 10) 本工事は、品質を確保しつつ若手技術者（満40歳以下）が工事実績を積む機会を確保することを目的に、主任（監理）技術者に加え、専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる若手技術者育成型総合評価落札方式の対象工事である。
専任補助者は、主任（監理）技術者を補助するものとする。
なお、技術資料等提出書提出時において若手技術者（満40歳以下）の配置を申請しない場合に限り、本工事の配置予定技術者を専任補助者とすることで、契約後、若手技術者（満40歳以下）を主任（監理）技術者として配置することを可能とする。
- 11) 本工事は、公共工事担い手の中長期的な確保並びに若手・女性技術者の活躍促進を目的とした、若手・女性技術者活用促進型である。
- 12) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- 13) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限日までの間で、受注者は工期の始期及び終期を任意に設定できる。
- 14) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- 15) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- 16) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- 17) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや、適正な労働時間確保に関して、賃金・労働時間・労務費の実態調査を行う試行工事（受注者希望方式）である。
- (6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価落札方式）」、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。工事設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
- (8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (9) 本工事は、地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）での競争参加が可能な工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規

定に該当しない者であること。

- (2) 中国地方整備局における令和 7・8 年度「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 地域 J V で競争に参加しようとする企業体は、別に公示する競争参加者の資格に関する公示による競争参加資格審査申請書を提出し、競争参加資格の認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本工事について、単体、経常 J V 又は地域 J V のいずれかの形態をもって入札に同時に参加していないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。又は、平成23年4月1日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が次の同種工事の施工実績を有していること。又は平成23年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した中国地方整備局発注工事の下請企業表彰（協力企業表彰を含む）を受けた企業で、下請企業表彰（協力企業表彰を含む）の対象となった工事が次の同種工事の施工実績を有していること。

同種工事とは、下記の（ア）の要件を満たす工事とする。

（ア）高速自動車国道又は自動車専用道における交通規制を伴う維持修繕

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上（地域 J V の構成員としての実績は出資比率が10%以上）であること。ただし、乙型 J V（異工種 J V）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常 J V にあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

地域 J V にあっては、構成員のいずれかについて、同種工事について元請としての施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

当該実績が海外実績かつCORINS登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

- (8) 次の1)～5)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、請負代金が4,500万円未満の工事は専任の義務を要しない。（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合）

なお、本工事は、受注者が工期の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工期の始期の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

また、申請できる配置予定技術者は最大3名までとする。

地域 J V の主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の制度運用は、次のとおりとする。

① 地域 J V の甲型の場合

- i) 下請契約の額が5,000万円未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構

成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。また、請負金額が4,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない（専任特例2号の場合（建設業法第26条第3項第2号の規定による場合又は同法第26条の5第1項の規定による場合のことをいう。以下同じ。）はこの限りでない。）。

- ii) 下請契約の額が5,000万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者を設置しなければならない。その他の構成員は主任技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及び主任技術者は専任でなければならない（専任特例2号の場合はこの限りでない。）。
- iii) 上記i)又はii)の規定にかかわらず、次のイ)、ロ)に掲げる構成員（代表者でなくても可とする）が監理技術者（監理技術者の設置を要しない場合は主任技術者）を専任させる場合（専任特例2号の場合を含む。）は、その他の構成員が設置する監理技術者等は専任を求めない。

イ) 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者。

ロ) 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、発注工事に対応した工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうちいずれかの者。

② 地域JVの乙型の場合

- i) 分担工事に係る下請契約の額が5,000万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。なお、分担工事に係る請負金額が4,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない（専任特例2号の場合はこの限りでない。）。
- ii) 分担工事に係る下請契約の額が5,000万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者は専任でなければならない（専任特例2号の場合はこの限りでない。）。

③ 監理技術者等の専任期間

地域JVが、①又は②の規定により、監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても工事が明らかに進んでいない期間は工事現場への専任は要しない。ただし、発注者と地域JVとの間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- 1) 競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 2) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

ア) 「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

（建設業法施行規則第7条の3及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

- 3) 平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、上記(7)の同種工事の経験を有する者であること。又は、平成23年4月1日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が上記(7)の同種工事の施工実績を有していること。又は、平成23年4月1日以降に完成・引き渡し完了した中国地方整備局発注工事で下請企業表彰（協力企業表彰を含む）の対象となった工事において、主任技術者で従事していた者であり、かつ下請企業表彰（協力企業表彰を含む）の対象となった工事が上記(7)の同種工事の施工実績を有していること。

なお、平成23年4月1日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）、介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する

期間を評価対象期間に加えることができる。

ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成23年4月1日以降に上記(7)に掲げる同種工事の経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成23年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した同種工事实績は以下の(ア)のとおりとする。

(ア) 競争参加資格の工事種別における一般土木工事、維持修繕工事又は建設業法上の土木一式工事

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上（地域JVの構成員としての実績は出資比率が10%以上）であること。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常JV又は地域JVにあっては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がCORINSに登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

- 4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了の証明を有する者であること。
- 5) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置を条件により認める工事であり、詳細は入札説明書による。
- 6) 配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合は、当該工事に専任で配置できること。なお、専任補助者は、上記1)～4)に掲げる基準を満たすこと。また、本工事に申請できる専任補助者は最大3名までとする。
- (9) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 中国地方整備局発注工事で過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。

経常JVにあっては、当該経常JVとして中国地方整備局発注工事で過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。

地域JVにあっては、下記 3. 総合評価に関する事項 (1) 2) 企業の能力等（加算点）で提出した企業において、中国地方整備局発注工事で過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。

- (11) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
 - (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (13) 広島県内に建設業法の許可を有する主たる営業所（以下「本店」という。）又は従たる営業所（以下「支店又は営業所」という。）が所在すること。
- 経常JV又は地域JVは、全ての構成員が広島県内に建設業法の許可を有する本店又は支店又は営業所が所在すること。
- (14) 会社として、建設業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度の主旨と同じ別個の共済制度に加入していること。
 - (15) 協力企業表彰を受けた企業は、当該工事の他の競争参加希望者の3. (1) 2) ⑤の下請負人として参入を予定していないこと。

- (16) 本工事に事業協同組合又は協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

3. 総合評価に関する事項

- (1) 本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

1) 施工体制（施工体制評価点）

① 品質確保の実効性

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

② 施工体制確保の確実性

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

2) 企業の能力等（加算点）

地域ＪＶにあっては、構成員のいずれか一社かつ同一企業の施工実績を評価する。

① 技術資料等提出書に記載された同種工事の実績について評価する。

② 中国地方整備局発注で過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）、過去2年間に実績が無い場合は、さらに過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）にさかのぼり、完成した当該工事種別の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均について評価する。

なお、過去4年間（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）に中国地方整備局発注の当該工事種別の工事実績が無い場合は、広島県発注工事で過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成した一般土木工事、維持修繕工事及び橋梁補修工事に該当する工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）について評価する。また、過去4年間（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）に中国地方整備局発注の当該工事種別の工事実績が無い場合かつ、広島県発注工事に過去2年間の実績が無い場合は、広島県発注工事についてさらに過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）にさかのぼり、完成した一般土木工事、維持修繕工事及び橋梁補修工事に該当する工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均について評価する。

また、中国地方整備局及び広島県発注工事における過去4年間（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）の実績がない場合において、技術資料等提出書に記載された同種工事の経験が、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績である場合、中国地方整備局における令和6年度完成工事の平均点による評価値に1/2を乗じた加算点を与える。

③ 中国地方整備局発注工事における工事成績優秀企業認定制度（ゴールドカード制度）（港湾空港関係を除く）において、令和7年度表彰（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの完成工事を対象）の有無について評価する。

④ 中国地方整備局発注工事における過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良団体表彰又は協力企業表彰又は中国地方整備局発注工事における令和6年7月23日から審査基準日までの中国インフラDX表彰の有無について評価する。

なお、優良工事施工団体表彰、中国インフラDX表彰、安全管理優良団体表彰又は協力企業表彰は、重複評価をしない。

⑤ 中国地方整備局発注工事における過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成した工事に対する協力企業表彰を受けた下請企業を本工事において競争参加希望者が一次下請けとして活用する場合の有無について評価する。

⑥ 維持修繕工事等の受注実績

令和7年7月23日から審査基準日までに契約した、中国地方整備局発注工事又は審査基準日時点で工事期間中の中国地方整備局発注工事について、競争参加資格が「維持修繕工事」、「法面処理工事」、「橋梁補修工事」、「一般土木工事（一般土木工事のうち主たる工事が現道工事における交差点改良工事又は歩道整備・設置工事又は電線共同溝工事（競争参加資格が「アスファルト舗装工事」のものを含む）、施工日の大半を日々交通規制にて行う工事、砂防堰堤工事（堰堤本体

工、前庭保護工、土石流堆積工、溪流保全工（流路工）、管理用道路工、付替道路工）、現場打ち鉄筋コンクリート床版工事に限る）」、「鋼橋上部工事（鋼橋上部工事のうち鋼製橋脚工事、歩道橋工事に限る）」の受注実績について評価する。

※電線共同溝工事においては、競争参加資格が「一般土木工事」及び「アスファルト舗装工事」を対象とする。

⑦ ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価

次に掲げるいずれかの認定を受けている企業を評価する。

・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）

・次世代法に基づく認定

・プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以後の基準）

・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）

・トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）

・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）

・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）

・くるみん（平成29年3月31日までの基準）

・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

3) 技術者の能力等（加算点）

地域JVにあっては、構成員のいずれかで、同一企業の配置予定技術者の能力を評価する。

配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合は、当該工事に専任で配置できること。なお、下記①～④は専任補助者の能力を評価する。ただし、配置予定技術者が審査基準日の時点で満41歳以上の場合は、専任補助者ではなく、配置予定技術者で評価する。

① 技術資料等提出書に記載された同種工事の実績（同種性及び従事役職）について評価する。

② 技術資料等提出書に記載された同種工事の経験（従事役職及び評定点）について評価する。

なお、平成30年4月1日以降に完成した中国地方整備局発注工事の同種工事の経験が無い場合は、広島県発注工事で過去4年間（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成した同種工事の経験で、従事役職が主任（監理）技術者又は現場代理人又は担当技術者又は監理技術者補佐であるものについては評定点を評価する。

ただし、平成30年4月1日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

また、広島県発注工事の期間の考え方も同様とする。

③ 中国地方整備局発注工事における過去4年間（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の有無について評価する。

なお、優秀建設技術者表彰、安全管理優良技術者表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は、重複評価をしないこととする。

ただし、過去4年間（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

④ 建設系CPD協議会に加盟している団体が運営している継続教育学習制度における学習した単位数について評価する。なお、評価基準は、入札説明書を参照。

なお、評価対象期間に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

⑤ 若手技術者の配置

配置予定技術者が審査基準日の時点で満40歳以下の若手技術者の場合、若手技術者配置の有無について評価する。

⑥ 若手・女性技術者の配置

若手・女性技術者配置計画書を添付し本工事において、主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者、監理技術者補佐又は専任補助者として、競争参加希望者と直接的な雇用関係にある若

手・女性を配置する場合に評価する。

4) 地域精通度・地域貢献度(加算点)

地域 J V にあつては、上記「2) 企業の能力等(加算点)」と同一企業の地域精通度・地域貢献度を評価する。

① 災害対応協定等に基づく活動実績

備北地方生活圏(三次市、庄原市)又は安芸高田市(以下「当該地域」という。)内で平成28年4月1日以降に災害対応協定等に基づく災害対応活動の実績又は令和6年4月1日以降の災害対応協定締結の有無について評価する。

② 若手技術者等の雇用等

令和6年4月1日以降の若手技術者(満年齢29歳以下の技術者)の採用又は、令和6年4月1日以降の広島県内の中学校、高校、高専、大学等を卒業した満年齢29歳以下の若手(若手技術者を除く)の採用について評価する。また、競争参加希望者に雇用されている満年齢29歳以下の若手が令和6年4月1日以降に資格を取得した場合についても、若手技術者(満年齢29歳以下の技術者)の採用と同等に評価する。

なお、評価の対象は1名のみとする。

③ 地域内における本店、支店又は営業所の所在地

当該地域内に競争参加希望者の本店、支店又は営業所が所在する場合について評価する。

5) 不正又は不誠実な行為等における減点

申請書の提出期限日から競争参加資格通知の前日までの期間に、中国地方整備局から不正又は不誠実な行為等により措置(文書又は口答で警告又は注意)を受けている者については、評価の加算点[3.(1)2)~4)で取得した加算点の和]から減点を行う。(−10%/−5%)

なお、文書又は口答で警告又は注意による工事成績評定の減点を行う場合は、適用除外とする。

6) 賃上げの実施に関する評価(加算点)

① 従業員への賃金引上げ計画の表明

大企業においては給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上、中小企業等は給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上、対前年度比又は対前年比で増加することを表明している場合について評価する。

7) 賃上げ未達成による減点

公告日時点で、減点措置の通知を1年未満の間に受けている者については、3.(1)6)の評価の加算点よりも大きな減点を行う。

(2) 入札参加者は「価格」をもって入札に参加し、次の1)~2)の要件に該当する者のうち、下記(3)によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

(3) 得点配分の詳細は、入札説明書による。

(4) 上記(2)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号(紙入札業者においては紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号)を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定する。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒728-0011 広島県三次市十日市西六丁目2番1号

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所 経理課 電話 0824-63-4122 内線224

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

1) 入札説明書は、令和8年7月14日から令和8年8月5日までに電子入札システムから入手するものとする。

電子入札システム <https://www.e-bisc.go.jp/>

2) 電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和8年7月14日から令和8年8月5日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から

17時00分までとする。

交 付 場 所：広島県三次市十日市西六丁目2番1号

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所 経理課

電話 0824-63-4122 内線224 E-mail miyoshi-koji@cgr.mlit.go.jp

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はメール等による入手申込みは認めない。

(3) 見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法

交付期間及び入手方法は上記(2) 1)と同様とする。電子入札システムの利用ができない場合は、上記(2) 2)の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に以下の必要事項を記入の上、メール等にて申込(様式自由。)すること。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、見積に必要な図面等をCDでデータとして手交する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、メールアドレス、連絡担当者名

(4) 申請書及び技術資料等提出書の提出期間、場所及び方法

申請書、技術資料等提出書の提出にあたっては、資料が全て揃っているか必ず確認を行うこと。

【申請書】

申請書は、令和8年7月15日から令和8年7月23日15時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和8年7月15日から令和8年7月23日15時00分までに、上記(1)に直接持参又は郵送(書留郵便に限る。必着のこと。)又は電子メールにより送付すること。

【技術資料等提出書】

技術資料等提出書は、(5)の入札書と同時に、電子入札システムにより提出すること。提出方法の詳細は入札説明書による。

なお、同種工事の施工実績及び主任(監理)技術者の資格・工事経験については、中国地方整備局のホームページに掲載する「技術資料入力システム」により作成したデータとする。

技術資料入力システムは、最新のバージョンを使用すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出した入札書は、引換え、変更又は取消することができないため、入札前に価格等を十分確認すること。

入札の締め切りは、令和8年8月5日15時00分。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)すること。メール等によるものは認めない。

開札は、令和8年9月4日14時00分。中国地方整備局 三次河川国道事務所 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行三次代理店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 中国地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 三次河川国道事務所)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料等提出書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

上記3. (2)及び(4)に定めるところに従い、落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の

要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定技術者及び専任補助者の確認

落札者決定後、配置予定技術者及び専任補助者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者及び専任補助者の変更は認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 低入札価格調査制度調査対象工事においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。

工事コスト調査に係る資料は、中国地方整備局三次河川国道事務所のホームページにより公表する。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。

(10) 必要に応じて申請書及び技術資料等提出書のヒアリングを行う。

(11) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合には必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(12) 評価内容の担保

1) 協力企業表彰企業の活用について

受注者の責めにより、申請した協力企業表彰を受けた下請企業を本工事で一次下請けとして活用されず、正当な理由がない場合は、協力企業表彰を受けた下請企業を本工事において一次下請けとして活用する場合の加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。

2) 若手技術者の配置について

配置予定技術者として申請した若手技術者が、受注者の責めにより当初契約工期期間内において配置されていないと判断された場合は、若手技術者の配置の加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。ただし、病気、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡又は退職等により当該期間の配置が困難となった場合で、発注者が認めた場合はこの限りではない。

3) 専任補助者の配置について

受注者は、申請した専任補助者の配置について、工事着手前に提出する施工計画書へ反映させるものとし、監督職員等による履行状況の確認及び検査職員による検査を受けるものとする。

専任補助者は、病気、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡又は退職等の特別な場合でやむを得ないものとして、分任支出負担行為担当官に承認された場合の外は、変更は認められない。特別な場合でやむを得ず専任補助者を変更する場合は、変更前の専任補助者と同等以上の者を現場に専任させなければならない。また、専任補助者が配置出来ない場合は、10点を限度として専任補助者の能力の加算点を工事成績評定点から減点を行うものとする。

4) 若手・女性技術者の配置について

若手・女性技術者配置計画書に記載された若手・女性技術者が、受注者の責めにより当初契約工期期間全ての期間において配置されていないと判断された場合は、若手・女性技術者の配置の加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。ただし、病気、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡又は退職等により当該期間の配置が困難となった場合で、発注者が認めた場合はこの限りではない。

5) 若手技術者等の雇用等について

受注者の責めにより、申請した若手技術者等の雇用が、病気、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡又は自己都合による退職等の正当な理由がなく、工事期間中継続されない場合は、若手技術者等の雇用等の加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。

また、申請した若手技術者等の雇用が工事期間中継続されない場合において、新たな若手技術者等の申請は認めない。

6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価について

受注者の責めにより、申請した認定等の取り消しがあった場合等については、加算点の満点に相当する点を工事成績評定点から減点する。

7) 賃上げ未達成による減点措置について

受注者の事業年度等が終了した後、表明書に記載した賃上げを達成していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合又は確認書類を期限までに提出しない場合は、別途通知する減点措置の開始の日から1年間に、中小企業等の場合は政府調達の総合評価落札方式、大企業の場合は国土交通省直轄工事・建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式総合評価落札方式による入札公告が行われる調達へ参加する場合、本制度により加点する割合よりも大きな割合の減点を行うものとする。

(13) 契約締結後のVE提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

(14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.(4)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 工事費内訳書の提出

1) 本工事の競争参加希望者は、第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。

電子による入札の場合は、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し同時送付すること。紙による入札を行う場合には、押印（押印を省略する場合は、代表者氏名に加え、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。）及び記名を行った工事費内訳書を提出するとともに、電子データを併せて提出すること。なお、当該工事費内訳書及びデータの記録媒体は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

2) 工事費内訳書は、発注者名、商号又は名称、住所及び工事名を記載し、入札価格に対応した工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したものとする。なお、少なくとも数量総括表に掲げる項目は全て記載すること。

また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

注) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要である。

なお、紙入札方式による場合で、押印を省略する場合は、代表者氏名に加え、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

(16) 低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

(17) 支払条件

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(18) 本工事は、入札手続きの適正化の更なる向上を図る目的として、開札後に総合評価項目に係る加算点を通知する試行工事である。

(19) 詳細は入札説明書による。